

ファンドレター

「JP4資産バランスファンド（愛称：ゆうバランス）」
2023年9月15日決算の分配金について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

「JP4資産バランスファンド（愛称：ゆうバランス）」は2023年9月15日に決算を迎えました。今期における分配金額についてご案内申し上げます。

今後とも、当ファンドをご愛顧いただきますようお願い申し上げます。

ファンド名（コース名）	分配金額 (1万口当たり、税引前)	基準価額 (分配金控除後)
JP4資産バランスファンド（安定コース）	10円	12,499円
JP4資産バランスファンド（安定成長コース）	10円	15,192円
JP4資産バランスファンド（成長コース）	10円	18,126円

※分配金額は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社（JP投信）が決定しますので、将来の分配金額について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。

《過去1年間の分配金実績》

2022年11月	2023年1月	2023年3月	2023年5月	2023年7月	2023年9月	設定来累計
10円	10円	10円	10円	10円	10円	415円

※当該実績は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

《分配方針》

原則として6回の決算時（毎年1月15日、3月15日、5月15日、7月15日、9月15日および11月15日（休業日の場合は翌営業日））に、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合等には分配を行わないことがあります。

《基準価額（分配金再投資）の推移》

(2016年2月18日（設定日）～2023年9月15日、日々)



※基準価額（分配金再投資）とは、当初設定時より課税前分配金を再投資したものとして計算した価額であり、ファンドの收益率を測るためのものです。従って、課税条件等によって受益者毎に收益率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮しておりません。

※上記は過去の運用実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

以上

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	買付金額に対し、 <u>1.1%(税抜1.0%)の率を上限</u> として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額とします。購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただぐもので。詳しくは販売会社にお問い合わせください。			
信託財産留保額	<u>ありません。</u>			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬) <各コース共通>	純資産総額に対して <u>年率0.506%(税抜0.460%)</u> 信託期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のとき、 信託財産から支払われます。		信託報酬=運用期間中の基準価額× 信託報酬率	
運用管理費用の配分	支払先	内訳	主な役務	
	委託会社	年率0.198%(税抜0.180%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価	
	販売会社	年率0.275%(税抜0.250%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	
	受託会社	年率0.033%(税抜0.030%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	
投資対象とする 投資信託証券	純資産総額に対して以下の率を乗じて得た額とします。		投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価	
	コース名	税込	税抜	
	安定コース	年率0.12210%程度	年率0.11100%程度	
	安定成長コース	年率0.12870%程度	年率0.11700%程度	
	成長コース	年率0.13365%程度	年率0.12150%程度	
実質的な負担	純資産総額に対して以下の率を乗じて得た額とします。		監査費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用 有価証券の売買・保管に係る費用は、有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務に係る諸費用は、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息等	
	コース名	税込	税抜	
	安定コース	年率0.62810%程度	年率0.57100%程度	
	安定成長コース	年率0.63470%程度	年率0.57700%程度	
	成長コース	年率0.63965%程度	年率0.58150%程度	
その他の費用・手数料	※基本組入比率で按分した投資対象投資信託証券の信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値です。 ただし、この値は目安であり、投資対象投資信託証券の実際の組入状況により変動します。			

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2023年1月末現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合
NISAおよびジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

分配金に関する留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行う場合があります。従って、ファンドの分配金水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。
- 投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金

分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

元本払戻金（特別分配金）

分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となります。

投資リスク

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。
- 基準価額の変動要因には、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、およびカントリーリスクがあります。但し、基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

当資料は、ファンドの運用実績に関する情報の提供を目的としてJP投信が作成したものです。当資料中のいかなる内容も将来の運用成果または投資成果を示唆あるいは保証するものではありません。
お申込みにあたっては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」および一体としてお渡しする「目論見書補完書面」を必ずご覧ください。

委託会社・その他の関係法人の概要

- 委託会社 J P 投信株式会社 (ファンドの運用の指図を行う者)
金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 2879 号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
- 受託会社 三井住友信託銀行株式会社
(ファンドの財産の保管および管理を行う者)
- 販売会社

商号	登録番号	加入協会
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関 関東財務局長 (登金) 第 611 号	日本証券業協会
日本郵便株式会社	金融商品仲介業者 関東財務局長 (金仲) 第 325 号	—
スルガ銀行株式会社	登録金融機関 東海財務局長 (登金) 第 8 号	日本証券業協会

※お申し込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、販売会社へお申し出ください。